

議案第二十三号

三朝町取員旅費支給条例の一部を改正する条例について

三朝町取員旅費支給条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十八年三月十一日 提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三 早町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三 早町職員旅費支給条例（昭和二十八年条例第一七号）の一部を次のように改正する

第一条の規定による別表第一を次のように改める

別表第一

区 分	鉄 道		船 賃	車馬賃		宿泊料（一夜につき）	食卓料
	県内	県外		（料につき）	（一日につき）		
一等級の取 にあるもの	二等 運賃	一等 運賃	上級 運賃	六 円	二六〇 円	二二〇 円	一六〇 円
二等級の取 にあるもの	〃	〃	〃	六 円	二四〇 円	二二〇 円	一六〇 円
三等級の取 にあるもの	〃	〃	〃	六 円	二二〇 円	二二〇 円	一六〇 円
四等級の取 にあるもの	〃	〃	〃	六 円	二〇〇 円	二二〇 円	一六〇 円

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年四月一日より適用する